

発行：NPO法人 翔夢

発行責任者：西脇 朗夫  
編集責任者：五十嵐康樹

カ ム ニ テ イ

# 翔夢Nity

二〇〇六年六月二十五日発行

NO.8

大阪市平野区平野南3-8-16  
ドリームネット内  
(06) 6702-9819

http://  
www.npo-cam.org/  
e-mail:  
nandemosoudan@npo-cam.org



## 障害者自立支援法は欠陥法

(その一)

これまで特集「ご存知ですか自立支援法」を(その五)まで掲載してきましたが、この法の全貌が明らかになるにつれ障害者や家族はこの法を受け入れられない数々の問題点があることに気づきました。現在でも、厚生労働省がこの法の矛盾点を解決すべき、改正作業を進

めていますが、改正だけでは収まらない根本の問題点があり、障害者やその家族や関係者がいくらか工夫しても乗り越えられない問題がこの法にはあり、欠陥法としかいいようがなく、「翔夢」として法の改正を目指しつつ、皆さんにはこの法の問題点を伝えて生きたい

と思います。

今回はもうお済の方も多くおられると思いますが、障害程度区分判定についてです。

現在、支援費制度やヘルパー制度を受けられている方のご自宅に、障害程度区分判定の案内と事前調査の用紙が来たと思えますがその中に、「かかりつけの病院」を記入する欄がありました。この記入が大変重要な判

定の鍵になっていて、皆さんはご存知でしょうか、何気なく書かれた方も多くいらつしやると思います。実はこのかかりつけの病院に行政から、医師の意見書なるものが送られ、知らない間に医師の判断を下されていたのです。この意見書は一次判定の時に訪問調査と合わせての判断材料になるため、かなり重要な資料になります。しかし窓口でどのような意見書を書いてもらうかの説明がないまま、日頃通院している内科や小児科を書かれた方も多くいるのではありませんか？

この意見書の内容を見ると、具体的に障害の内容を記入しなくてはなら

ない他、衛生状態を個人でどれだけ保てるかや、金銭管理、集団性など、日頃病院で見てもらっていない項目がたくさんあります。また複数の障害を併せ持つ方は、複数書かないと判断が充分でないのにその説明もない状態です。特に知的障害をお持ちの方は大変です。医師が病院に来たときのことを思い出して、こんな感じがかかるとしたら大問題です。確実に訪問判定と違う意見書が送られることになり

ます。その判定を判定委員は同取り扱うのでしょいか、少し考えたらわかりそうなことを厚生労働省は、何も考えず、介護保

険とほぼ同様の意見書を付け医師に委ねたので、実際医師の間でも、日頃知的障害を見ていない人が、意見書を書くのだから戸惑い、断られるケースも多くあるそうです。大変で

医師意見書の一例です。

**医師意見書** 別紙1

記入日 平成 年 月 日

申請者  (ふりがな) 男  女

明・大・短・平 年 月 日 生(歳) 連絡先 ( )

上記の申請者に関する実況は以下の通りです。  
 (加齢として本報告書がサービス利用診断申請に利用されることに 同意する、 同意しない、  
 同意しない

医師氏名 ( ) 職階 ( )  
 医療機関名 ( ) FAX ( )

(1) 診断対象日 平成 年 月 日

(2) 意見書作成回数 初回 2回目以上

(3) 物料受診の有無  
有の組合 → 内科 精神科 外科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿科 眼科 耳鼻科  
鍼灸科 理学 作業療法科 リハビリテーション科 歯科 その他 ( )

1. 診断に関する意見

(1) 障害名 (障害の重症の原因となっている病名については、1に記入)及び発症年月日

1.	発症年月日	(発症) 平成 年 月 日	診断
2.	発症年月日	(発症) 平成 年 月 日	診断
3.	発症年月日	(発症) 平成 年 月 日	診断

大診断 (重症の入院歴を記入)

1. 昭和 平成 年 月 日 (発症あり) >  
 2. 昭和 平成 年 月 日 (発症あり) >

(2) 病状としての受容性 安定 不安定 不明  
 (「不安定」とした場合は、具体的な状況を記入)

(3) 障害の重症の原因となっている病名の経過及び治療内容を含めた治療内容  
 (精神状態については、病状の不安定に関する所見も記載)

2. 特別な医療 (現在、定期的に、あるいは継続的に受けている医療)

服薬内容 点眼の管理 中心神経薬 透析 ホトメタの投与 脳神経外科  
レスドレーター 気管支拡張薬 呼吸器の管理 聴覚検査 (集める)

理学療法 (回数 回/日、回/週) 職階科

個別対応区 キョウキ判定 (血圧、心拍、酸素飽和度等) 療養の指導

高度対応区 リハビリテーション (コンドームカテーテル、留置カテーテル等)

3. 心身の状態に関する意見

(1) 行動上の障害の有無 (該当する項目全てをチェック)

有 無  
 (有の組合) → 暴発行動 暴言 暴行 介護への抵抗 徘徊  
火の不始末 不潔行為 誤食 性的行動障害 その他 ( )

(2) 精神・神経症状の有無

有 (症状名) 無  
 (有の組合) → せん妄 躁動病 幻覚・幻聴 妄想 失礼行為 失語 失行  
過剰感情 認知障害 (短気、易怒) 注意障害 遂行機能障害 社会的行動障害  
その他 ( )

・ 専門受診の有無 有 ( ) 無

です。「翔夢」としては早急に関係者にこのことを伝えると共に、地域の窓口にも対応を求め、医師の意見書のやり直しを求めたり、追加の判定をしてもらう対応を行って

います。もしご自分判定やかかりつけの病院に不安を感じられる方がおられましたら、すぐ「翔夢」までご連絡下さい。



割減、五割、三割と減額する方式で、このやり方だと貧しい者からもどんな徴収できる仕組みです。

本来、厚生労働省は、憲法二十五条に法り、国民の最低限度の生活を保障し、その最低限の生活を底上げていくことが責務だと思いますが、小泉政権になったとたん「構造改革」の名の下に、貧しいものから吸い上げ、富んでいる者には奉仕する状況が生まれています。そんな中、「ライプドア」の事件や「村上ファンド」のような企業が現れ、政治家や官僚がその甘い汁をすするといった構図が生まれています。我々国民が願って

よ る ず  
相 談 所

翔夢（かむ）事務局では、相談室を開設しています。アットホームなくつろげる雰囲気の中でお話を伺います。

自立支援法、生活関係、労働、医療等  
どんなことでもお気軽にご相談ください  
来所、電話どちらでも結構です

AM10:00 ~ PM5:00  
TEL (06) 6702-9819

いる構造改革はこういつた社会悪ともいえる企業や官僚、政治家を排除し、国民本位の国づくりを進めていただきたいというのをお願いではないでしょうか。しかし、政府はその逆ばかりを行い

日々生活が厳しくなっています。今、健康保険料の減額の申請で窓口がパニックになっていいるそうです。減額の申請がまだお済でない方、至急、お近くの役所まで行ってください。

編 集 後 記

最近ガソリン代が値上がる一方です。自分も通勤に電車とバスを利用していますが、運賃の値上げに繋がらなければいいなと思っっています。

今号より紙面を少しリニューアルしました。 Y

会費・募金振込先

郵便振替  
口座番号  
00980-8-317336  
口座名称  
特定非営利活動法人 翔夢  
三菱東京UFJ銀行 平野南口支店  
普通 4636394  
特定非営利活動法人 翔夢